福岡県公報

平成三十年一月十九日
第三千九百五十九号
増　刊　①

目　次

告　示

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示　（林業振興課）……一
○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示　（林業振興課）……三
○福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する告示
（建築指導課）……四

告　示

福岡県告示第四十五号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十九日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第六条第三項中「仕入れに係る消費税等相当額」を「消費税仕入控除税額」に改める。

第六条に次の二項を加える。

４　地方公共団体以外の間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

５　地方公共団体以外の間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下この項において「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書（以下この項において「申立書」という。）を提出させなければならない。この場合において、申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別表一中

「

事業	主体	補助金の額
森林所有者等が森林組合等（森林組合、森林組合連合会、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する森林所有者の組織する同法第二条第二項に規定する森林組合（以下「森林組合」という。）をいう。以下同じ。）、森林組合連合会、森林所有者の組織する法人（森林組合を除く。）、森林所有者の組織する法人（森林組合を除く。）、森林所有者の組織する法人（森林組合を除く。）

「

事　業　主　体	事　業　の　規　模	補　助　金　の　額
市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）とする。	１施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。） これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） ア　森林経営計画に基づいて行う場合は、第３条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの。 （ア）　間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあっては、１森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（１森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が５ヘクタール以上）であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ヘクタール当たり10立方メートル以上（ただし、１森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が５ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施し、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ヘクタール当たり10立方メートル以上） （イ）　（ア）に該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、（ア）に該当する施行地（当該施行地が複数在する場合はそのいずれかの施行地）と隣接又は路網で直接接続している施行地について、（ア）に該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあっては、当該施行地の面積の合計が（ア）に該当する施行地の面積の合計以下 イ　特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第３条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が５ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあっては、１森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が５ヘクタール以上）であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ヘクタール当たり10立方メートル以上	１　当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント ２　森林作業道整備のうち、平成29年7月九州北部豪雨で被災した森林作業道の復旧に要する経費について知事が必要と認めるときは、第２条の補助金に加算して補助するものとし、加算の割合は、別表８のとおりとする。この場合の補助金の額は、第２条に基づく補助金の額を差し引いた額とする。

」

に改める。

別表三中

「

事　業　主　体
市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び施業代行者とする。

」

を

「

事　業　主　体
市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び施業代行者とする。

」

に改める。

別表四中

「

経費区分
人工造林のうち「森林経営計画」、「森林施業計画」又は「特定間伐等促進計画」の造林
人工造林のうちその他の造林
樹下植栽等（天然更新による森林の育成を目的として行う植栽）

」

を

「

経費区分
人工造林のうち「森林経営計画」又は「特定間伐等促進計画」の造林
人工造林のうちその他の造林
樹下植栽等（天然更新による森林の育成を目的として行う植栽）

」

に改める。

別表に次の一表を加える。

別表８　森林作業道復旧緊急支援

事業の区分	補助金の額	備考
森林作業道の復旧	知事が査定した額の15パーセント以内	別表１において実施した森林作業道整備のうち、平成29年7月九州北部豪雨で被災した森林作業道の復旧について補助するものとする。

この表は平成31年度までの補助金に適用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十九年度分の補助金から適用する。

福岡県告示第四十六号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十九日

福岡県知事　小川　洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第六条第三項中「仕入れに係る消費税等相当額」を「消費税仕入控除税額」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4　地方公共団体以外の間接補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

5　地方公共団体以外の間接補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争、指名競争又は随意契約（以下この項において「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書（以下この項において「申立書」という。）を提出させなければならない。この場合において、申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別表一中

「

行政支援タイプは、市町村市民主導タイプは、森林経営計画等（森林法第11条に規定する森林経営計画及び森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下、この表において同じ）。 市民開放タイプは、森林所有者のうち森林経営計画等の認定

を

「

行政支援タイプは、市町村市民主導タイプは、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下、この表において同じ）。 市民開放タイプは、森林所有者のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者 野生生物共生林整備は、市町村、森林所有者、森林組合等、（森林整備法人等）及び一般社団法人及び一般財団

に改める。

者のうち森林経営計画等の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

野生生物共生林整備は、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第２条１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体若しくはその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等、森林法施行令第１１条第８号に規定する森林所有者の団体及び森林経営計画等の認定を受けた者

別表二中

「市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者とする。」

を

「市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者とする。」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十九年度分の補助金から適用する。

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十九日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県告示第四十七号

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する告示

福岡県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成二十二年福岡県告示第千六百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第三項」を「第十九条第三項及び第六十九条第四項」に改め、「不動産特定共同事業者名簿」の下に「、小規模不動産特定共同事業者登録簿」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。